

犬山市地域公共交通計画策定業務委託 業務実施計画書

令和 4年 8月

株式会社 国際開発コンサルタンツ

1. 業務の概要

(1) 委託業務名

犬山市地域公共交通計画策定業務委託

(2) 履行期間

令和4年7月29日から令和6年2月29日

(3) 業務場所

犬山市全域

(4) 業務目的

本業務は、令和2年11月に施行された「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく「地域公共交通計画」を策定するために、過年度に実施した調査結果等を把握・評価した上で、本市における地域公共交通の課題を整理し、地域公共交通計画を策定するために必要な目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定、目標と達成するために行う事業及びその実施主体等を検討し、計画書のとりまとめを行うことを目的とする。

2. 業務内容

【令和4年度】

(1) 計画準備及び資料収集整理

本業務のスケジュールの検討、必要資料の整理等、本業務を円滑に遂行するための計画を業務計画書としてまとめを行う。

(2) 上位関連計画の整理

本市の上位計画及び関連計画より、本市が目指す将来都市像やまちづくりの基本方針を整理するとともに、公共交通分野に係る方針や施策を整理する。

(3) 地域・交通特性の整理

交通需要が発生・集中する背景となる犬山市の都市機能・都市構造等の地域特性や公共交通の運行・利用実態を整理し、地域公共交通にかかる現状を詳細に分析するとともに、本市におけるデマンド交通の導入可能性について調査、検討を行う。

(4) 各種ニーズの整理

過年度に実施した各種ニーズ調査を活用し、バス利用実態や路線再編に向けた基礎指標を集計・分析する。

(5) 地域公共交通の課題整理

地域特性や公共交通の現状及び各種ニーズ調査結果を踏まえ、本市におけるまちづくりや観光等と連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成を図る上での課題を整理する。

▼地域公共交通の課題イメージ

調査項目	個別課題等	地域公共交通の課題整理
		① ② ③ ④ ⑤
(1) 犬山市の現状	1-1 本市の人口は平成22年をピークに減少へ転じ、今後も減少傾向は継続することが予測されていることから、公共交通サービスの確保・維持に向けては、市内居住者に加え市外からの通勤者を含めて、公共交通の利用者を確保する環境整備や利用促進策を検討する必要がある。	● ● ● ● ●
	2-1 年齢・区分別の人口は、特に高齢者人口の増加が顕著で、高齢化が更に進展する見込みにあることから、高齢者の移動需要に対応した公共交通サービスの確保が必要である。	● ● ● ● ●
	3-1 市内には7つの鉄道駅や岐阜バス、わん丸君バス、タクシー及び周辺市町のコミュニティバス等が運行されていることから、これら多様な公共交通相互の連携を高めることで利用促進を図る必要がある。	● ● ● ● ●
	4-1 各鉄道駅、岐阜バス及びわん丸君バスの利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に大幅に減少していることから、予防対策の実施や乗降環境の整備など、利用回復に向けては安全安心な利用環境の確保や需要を創出する取組みを検討する必要がある。	● ● ● ● ●
	5-1 各鉄道駅とわん丸君バスによる人口カバー率は91.3%を有するものの、市南に調布地区の集積地等で公共交通空白地域が懸念されることから、これら地域住民の移動需要を把握し、地域に適した移動手段のあり方を検討する必要がある。	● ● ● ● ●
	6-1 本市の代表交通手段別種別は、自動車約7割と増加傾向にあり、交通手段の種別を多様化し、環境への配慮や健康の増進に資する公共交通・自転車・徒歩など、適切な交通手段の転換を促す取組みを検討する必要がある。	● ● ● ● ●
	7-1 交通事業者とアリアンでは、ダイヤが合わず乗換が難しい「ダイヤ設定が採れない」など、わん丸君相互の乗換を可能とし、かつ定時性が確保できるダイヤへの見直しが必要である。	● ● ● ● ●
	8-1 交通事業者とアリアンでは、バス停位置と交差点の近接性による交通安全上の問題や、交通渋滞による遅延発生などが挙げられており、利用者の安全性や利便性の確保に向けた運行サービスの改善を検討する必要がある。	● ● ● ● ●
	9-1 自動車を2.3回以上運転する人は8割を占めており、公共交通の利用促進の観点からは適度な自動車利用からの転換を促す取組みを検討する必要がある。	● ● ● ● ●
	10-1 80歳以上で運転免許証を返納しようとする人は約9割で、免許返納後に利用したい交通手段は「わん丸君バス」とする人が約9割を占めることから、高齢化に伴う公共交通の利便性の向上は高く、高齢者の移動需要に対応した公共交通サービスの確保が必要である。	● ● ● ● ●
11-1 「小牧市」「津島市」「大口町」等の周辺市町への外出が多いなど、移動需要は多様化していることから、市内外の移動需要への対応など、公共交通の機能の明確化を図る必要がある。	● ● ● ● ●	
12-1 「市内を各鉄道駅やわん丸君バスが走っていること」は各小学校区とも9割程度が認知する一方、「バスのダイヤやルート」「行くことができる場所」の認知度は概ね1割程度に留まっていることから、公共交通利用を促す上では、公共交通サービス(ルート・ダイヤ・行先等)に係る認知・PRのあり方を検討する必要がある。	● ● ● ● ●	
13-1 サービスを維持・拡充していく際に重要な項目として、各鉄道駅「通勤・通学するための交通手段」、岐阜バス・わん丸君バス・タクシーは「病院・買い物するための交通手段」が高いことから、各鉄道駅では朝夕の通勤・通学需要への対応、岐阜バス・わん丸君バス・タクシーでは昼間帯の買物・病院需要への対応など、各公共交通手段の機能の明確化はした上で必要とするサービスの確保を図る必要がある。	● ● ● ● ●	
14-1 公共交通を利用して行きたい施設として、目的地では「市庁」が約9割、「目的地」が約8割、「目的地」が約7割と、目的地以外の施設が多くなっている。また、市外では買物施設や「博物館明治村」「トリノワールド」「山崎」などの観光施設が多く挙げられることから、利用者の確保・増進に向けては市内の商業施設に加え、観光施設などに関連した取組みを検討する必要がある。	● ● ● ● ●	
15-1 通勤・買い物以外の考え方「税金・利用者の負担は現状のまま、サービスは現状維持すべき」が約3割存在する一方、「利用者の負担を増やして、サービスを向上させるべき」も約2割存在している。実施してもよい運賃は「200円」が約5割を占める一方、「300円」が約3割存在していることから、運賃の負担増および運行サービスの維持を基本としつつ、利用者負担増によるサービスの拡大を検討する必要がある。	● ● ● ● ●	
16-1 デマンド型交通の利用意向は「利用したい」が各小学校区とも約2~4割を占める。また、求める機能としては「家のそばまで行ってくれること」「目的地のすぐそばまで行ってくれること」が概ね各小学校区とも上位を占めることから、地域の高齢化や地形的要因及び移動需要を踏まえた上で、新たなモビリティサービスの導入可能性を検討する必要がある。	● ● ● ● ●	
17-1 公共交通の維持や利用促進に対する取組みについて、「地域企業の協賛や広告費などを寄与、収入を増やす」「公共交通を積極的に利用する」が各小学校区とも上位を占めることから、持続可能な公共交通とするためには、地域住民や地産企業などとの連携・協力を図る必要がある。	● ● ● ● ●	
18-1 わん丸君の各コースとも、「65歳以上の高齢者」が約7~8割を占め、「買物」や「病院・お見舞い」目的の利用が多いことから、高齢者の買物や病院等の移動需要に対応した運行サービスを確保・維持する必要がある。	● ● ● ● ●	
19-1 西郷・塚原地区は、「朝に楽に利用する」人が約3割を占める一方、東田地区では約2割に留まっていることから、路線により利用頻度(利用の仕方)は異なるため、路線の利用実態を把握した上で、利用実態に即した運行サービスを確保する必要がある。	● ● ● ● ●	
20-1 わん丸君相互の乗換は、各コースとも約1~3割程度、隣接市町のコミュニティバスとの乗換は東田西部線、内田線、入倉・羽黒線で約1割未満であるが存在していることから、わん丸君相互および他の公共交通手段との乗換利便性を向上させる取組みを実施する必要がある。	● ● ● ● ●	
21-1 バス停間隔は、犬山駅や犬山中央病院を経過した利用が多いことから、主要集客施設に併行するバス停では、乗降拠点としての機能・空間を確保することで、公共交通の利便性を向上させる必要がある。	● ● ● ● ●	
22-1 個別利用者数は午前9時や11時前後の便の利用が多いことから、利用実態に即した運行サービスを提供する必要がある。	● ● ● ● ●	

公共交通を取り巻く社会情勢の変化

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う利用者数、収入の減少や、公共交通の運行を行う運転手不足問題が深刻化しており、事業継続が懸念される。
- ・活性化推進の改正により、地域公共交通計画策定が努力義務化され、自家所有乗客運送、福祉有償運送及びスクールバス等地域の輸送資源の総動員や、既存サービスの改善徹底が促進される。
- ・全国的に免許返納者が増加しており、免許返納後の移動手段の確保が求められている中、公共交通の活用が期待される。
- ・公共交通分野においても、AIやIoT等の先端技術を活用した自動運転や遠隔の実現が期待される。
- ・タクシー事業に係る制度改正により、乗車確定運賃や一括定額運賃等柔軟な運賃制度が導入された。

犬山市の上位関連計画

- ・快適な暮らしを支える都市基盤として、鉄道の機能やサービスが強化され、多くの市民が鉄道を利用するまちを目指している。
- ・効率的、効果的にコミュニティバスが運行され、誰もが安心して利用できる環境づくりを目指す。必要に応じて新たなバス運行の導入を検討。
- ・過度に自動車交通に頼らないで暮らし続けたいとする都市を目指している。
- ・(第6次総合計画の策定と連携)を合わせたい。

<地域公共交通の集約課題>

- ① 中心市街地や市内各拠点の連携・活性化に資する公共交通体系の確保・維持
- ② 犬山駅や総合犬山中央病院等の交通結節点における交通集約環境の確保
- ③ 既存公共交通に新たなモビリティを加え、地域の移動特性に応じた適切な移動手段の確保
- ④ 安全・安心かつ快適に利用できる公共交通環境の確保

(6) 目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定

地域公共交通計画を策定するにあたり、地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を定め、それに基づく評価指標を設定する。

(7) 地域公共交通会議等の運営支援

地域公共交通会議の開催に関する資料の作成及び会議の運営補助、議事録作成等を行う。なお、3回を想定している。

(8) 業務報告書の作成

業務で実施した一連の検討経過について業務報告書としてとりまとめる。

(9) 打合せ協議

業務の進め方の調整等のため、業務着手時、中間時4回の計5回打合せ協議を行う。

【令和5年度】

(1) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成する上で必要となる地域公共交通再編事業の事業内容、実施主体、事業スケジュール等を定める。また、目標の達成状況の評価に関する事項、計画の進行管理方法や管理体制等を定める。

(2) 地域公共交通計画案のとりまとめ

令和4年度の検討結果を踏まえ、地域公共交通計画素案をとりまとめるとともに、パブリックコメントを反映した地域公共交通計画案のとりまとめを行う。

(3) パブリックコメント実施

地域公共交通計画（素案）について、本市が実施するパブリックコメントの支援を行う。本業務では、パブリックコメントに必要な資料を作成するとともに、意見等結果の整理を行うものとする。

(4) 地域公共交通会議の運営支援

地域公共交通会議の開催に関する資料の作成及び会議の運営補助、議事録作成等を行う。なお、3回を想定している。

(5) 業務報告書の作成

業務で実施した一連の検討経過について業務報告書としてとりまとめる。

(6) 打合せ協議

業務の進め方の調整等のため、中間時4回、成果品の計5回打合せ協議を行う。その他、適宜必要に応じて協議を行うものとする。

4. 成果品

【令和4年度】

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 電子データ (Word、Excel、PDF等) 1式

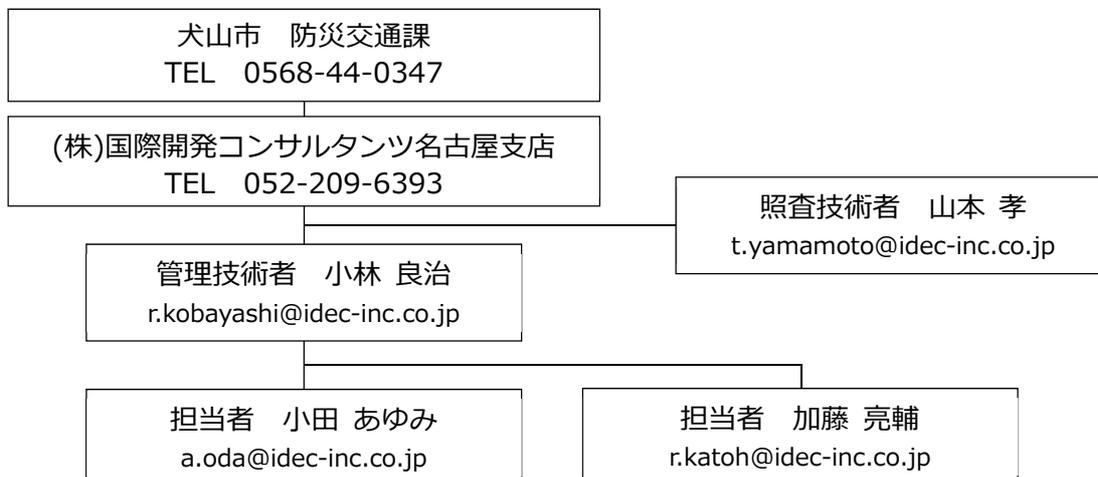
【令和5年度】

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 地域公共交通計画 計画書 100部
- (3) 地域公共交通計画 概要版 200部
- (4) 電子データ 一式

5. 業務組織計画

職責	担当	氏名	資格
名古屋支店 支店長代理	照査技術者	山本 孝	技術士(都市及び地方計画) 認定都市プランナー(総合計画)
名古屋支店 技術課長	管理技術者	小林 良治	技術士(都市及び地方計画) 認定都市プランナー(交通計画)
名古屋支店	担当者	小田 あゆみ	
名古屋支店	担当者	加藤 亮輔	

6. 業務連絡体制



7. 業務工程表

	令和4年度							令和5年度												
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
【令和4年度】																				
(1) 計画準備及び資料収集整理	—																			
(2) 上位関連計画の整理	—	—																		
(3) 地域・交通特性の整理		—	—																	
(4) 各種ニーズの整理		—	—																	
(5) 地域公共交通の課題整理			—	—																
(6) 目指す将来像、基本方針、 基本目標等の設定				—	—	—	—	—												
(7) 地域公共交通会議等の運営支援	—		—	—	—	—		—												
(8) 業務報告書の作成								—												
(8) 打合せ協議	○	○		○			○	○												
【令和5年度】																				
(1) 目標を達成するために行う事業及び その実施主体等の検討									—	—	—									
(2) 地域公共交通計画案のとりまとめ												—	—	—				—	—	—
(3) パブリックコメント実施															—	—	—			
(4) 地域公共交通会議の運営支援											—			—			—		—	—
(5) 業務報告書の作成																		—	—	—
(6) 打合せ協議									○		○		○		○		○		○	